

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成2年9月8日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月8日から2年9月8日まで
A社に平成元年9月1日から2年9月8日までの期間勤めていたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が元年9月8日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の妻等の証言から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成元年9月8日となっているが、申立期間内である2年8月27日に算定基礎届に伴う処理が行われたことが確認できるとともに、同年10月1日付けの定時決定が同年10月2日に取り消され、同日に申立人の当該喪失処理がなされている。これらの記録を前提とすると、申立人が元年9月8日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成2年9月8日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における平成元年9月のオンライン記録から12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（平成10年1月21日）に係る記録を平成10年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月21日から同年2月2日まで

厚生年金保険の記録がA社（現在は、B社）、C社（現在は、D社）、E社及びF社と記録されているが、昭和57年4月30日から現在に至るまで職場が変わったことは無い。申立期間についても継続して勤務しており、給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支給明細書、雇用保険の記録、事業所照会の回答内容及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について当該事業所は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、G健康保険組合における申立人の健康保険被保険者資格喪失日は平成10年1月21日となっており、同健康保険組合と社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保

險事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は還付した場合を含む) 事業主は、申立人に係る申立期間
の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は申立人が主張する昭和50年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年11月から50年10月までの期間を20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月10日から50年11月10日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社（現在は、B社）から同社の子会社へ出向となった前1年間の期間が空白である旨の回答を受けた。当時の給与明細表を保有しており、その間継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る社員経歴台帳により、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人が保有している給与明細表において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和49年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、50年10月に定時決定が行われ、かつ、健康保険被保険者証を同年4月11日に再交付され、同年11月26日に返納督促が行われたことが確認できることを踏まえると、申立人が49年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和 49 年 11 月から 50 年 10 月までの期間を 20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から50年3月まで
申立期間の保険料は、母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部の保険料は、時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらず、当該申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から60年2月まで

申立期間当時は大学生だったが、20歳になったので老後のことを考え、父が加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父親が国民年金の加入手続を昭和57年にA市役所の旧庁舎で行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、同市役所の旧庁舎は、前年の56年に新庁舎に移転している上、その父親は、申立期間当時納付した保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和63年12月であり、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 5 月 20 日まで
申立期間において夫がA社に勤めていたことは間違いない。同僚の人たちには厚生年金保険の加入記録があるのに夫の記録が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤めていたことは、申立人が保管する申立期間当時の写真及び複数の同僚の証言により推認できるものの、期間の特定はできない。

また、昭和 37 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している3名の同僚が「自分は申立人より前の昭和 37 年 2 月ごろ入社したが、6 か月程度の試用期間があった」、「昭和 37 年 6 月に入社したが申立人は自分より 2 か月ぐらい後に入社した」等の証言をしているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 8 月 1 日に前述の3名が資格取得した後、39 年 1 月 1 日に別の3名が資格取得するまでに 17 か月間の空白期間があることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の後継会社に照会したところ「関連資料が保管されていないことから不明」としており、前述の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらず、申立期間において健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 13 年 4 月 30 日まで
A社の事業主であったときの報酬月額は 26 万円ぐらいであったが、平成 11 年 5 月から 13 年 3 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 13 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 6 月 8 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初 26 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所（当時）が保管する滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、申立人が多数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と折衝を重ねていることが認められる。

また、被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が当該減額訂正処理日と同日であることを踏まえると、当該資格喪失及び当該減額訂正の手続は併せて行われたものと考えられることから、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われた事情はうかがえず、申立人が当該減額訂正処理に関与していないとは認め難い。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に係る減額訂正処理に伴い、平成 11 年 5 月から特別支給の在職老齢年金を受給していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正

に
関
与
し
な
が
ら
、
当
該
減
額
訂
正
処
理
が
有
効
な
も
の
で
は
な
い
と
主
張
す
る
こ
と
は
信
義
則
上
許
さ
れ
ず
、
申
立
期
間
に
お
け
る
標
準
報
酬
月
額
に
係
る
記
録
の
訂
正
を
認
め
る
こ
と
は
で
き
な
い
。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
A 病院（現在は、医療法人 B）に平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 5 月 31 日まで勤務しており、資格喪失日が同年 6 月 1 日となるべきところ、社会保険事務所（当時）の記録によると同年 5 月 30 日となっている。人事の慣例からも不自然であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 病院に継続して勤務していたと申述しているが、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録はオンライン記録と一致している上、同事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考欄に平成 3 年 5 月 29 日退職、資格喪失年月日欄に同年 5 月 30 日と記載されている。

また、申立人は勤務日について、週に 1 回程度であり曜日については水曜日であったと記憶しているところ、当該事業所の社会保険事務担当者は「非常勤の医師も一般職員と同様に、最終勤務日を退職日とし、その翌日を資格喪失日としている。退職日を月末まで引き延ばすことはしていない。資格喪失月の保険料は控除していない」との証言をしており、平成 3 年 5 月 29 日が水曜日であることから、同日が申立人の最終勤務日であったと考えられ、事業主は同日を退職日とし、厚生年金保険法第 14 条（資格喪失の時期）の規定に定められているとおり、その翌日を資格喪失日として届け出ていたことが推認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 3 月 19 日まで
A 郵便局に臨時補充員として勤務した期間について、オンライン記録では、厚生年金保険の加入記録が無い。当時の源泉徴収票によると社会保険料が控除されており、他の郵便局で臨時補充員だった同僚は、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において臨時補充員としてA郵便局に勤務していたことは、事業主から提出された在職証明書により認められる。

しかしながら、A郵便局及び源泉徴収票の発行元であるB郵便局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、それぞれ平成6年8月1日及び昭和45年4月1日であることから、申立期間当時、適用事業所としての記録が確認できない上、申立人が記憶しているA郵便局に勤務した複数の同僚も被保険者としての記録が無い。

また、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、事業主は不明と回答しており、C共済組合は、「臨時補充員について、厚生年金保険に加入させるか否かは、勤務先郵便局の判断にゆだねられていた」と回答している。

さらに、申立人が保管する「昭和 37 年分給与所得の源泉徴収票」によると、社会保険料控除額は 1,850 円と記載されていることが確認できるものの、申立人の受けた給与から算出した当該給与に相当する社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）約 6,700 円と比べて、著しく低額であること、並びに、申立人及びA郵便局に勤務した複数の同僚は、「臨時補充員期間中は、役場から交付された手帳に事業所で証紙を貼付していた」と申述していることを踏まえると、申立期間当時、同事業所に臨時補充員として勤務した者は、日雇労働者として厚生年金保険とは一体性の無い日雇健

康保険印紙代を控除されていた可能性が高いものと考えられ、申立人の受けた給与に相当する健康保険印紙代は、前述の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額とおおむね一致することから、当該社会保険料控除額が厚生年金保険料であるとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月ごろから 46 年 4 月 1 日まで
A社B支店に2年ほど勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店に営業販売員として勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、A社は「営業販売員はすべて委任契約であり、社員として取り扱っていなかった。成績が優秀であった者を厚生年金保険に加入させた時期もあったが、すべての営業販売員を昭和44年3月21日以降は社会保険に加入させていない」と回答しているところ、同社B支店に昭和42年12月から46年3月までの期間勤務していた元上司は「私は厚生年金保険に加入していたが、途中から厚生年金保険に加入することができなくなった」旨の証言をしており、事実、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、当該元上司は44年3月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、申立人が記憶している複数の営業販売員の加入記録も無い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月ごろから同年 9 月ごろまで
A社に勤務していた平成 4 年 1 月ごろから同年 9 月ごろまでの期間における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、被保険者として記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社に勤務していたと申述しているが、申立人が記憶する同僚を特定することができないため証言が得られない上、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人が同社に勤務していたことを推認できない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、同事業所は既に閉鎖し、事業主も死亡しているため証言が得られず、申立てに係る事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。